

プロロ日本語学校  
学則

第1章. 総則

(目的)

第1条 本校は、日本語教育を通じて、自己を見つめ、異文化を理解し、自信をもって未来を切り開く力を持った学生を育てることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、プロロ日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、東京都葛飾区白鳥3丁目19番15号に置く。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章. コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第5条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数
第1部 (午前)	一般 2年 コース	2年	40人	2クラス
第2部 (午後)	一般 2年 コース	2年	40人	2クラス
合 計			80人	4クラス

(始期・終期等)

第6条 本校コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 4月期 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月期 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月期 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の通りとする。

- (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) 夏季休業（8月上旬から8月中旬の約2週間）
  - (5) 秋季休業（9月下旬から10月上旬の約2週間）
  - (6) 冬季休業（12月下旬から1月上旬の約2週間）
  - (7) 春季休業（3月下旬から4月上旬の約2週間）
2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
  3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の時間割)

第8条 授業の時間割は、次のとおりとする。

第1部 (午前)	午前 09:00 ~ 09:45	第2部 (午後)	午後 1:15 ~ 2:00
	午前 09:55 ~ 10:40		午後 2:10 ~ 2:55
	午前 10:50 ~ 11:35		午後 3:05 ~ 3:50
	午後 11:45 ~ 12:30		午後 4:00 ~ 4:45

第3章. 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、授業時数の1単位時間は、45分間とする。

- (1) 一般2年コースは、2年にわたり1600時間とし、かつ1週間20時間とする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験の成績、出席状況、授業態度、宿題提出率等を総合的に判断して、5段階評価とし、以下の通りとする

A	B	C	D	E
100~90	89~70	69~50	49~40	39~0

2. 3か月毎に成績表に記録し、これを手渡す。  
進級の可否については学期末に発表し、A・B・Cは合格、Dは仮合格、Eは

- 不合格とする。
3. 仮合格になった学生には
    - ① 十分な補習等を行った上で再テスト
    - ② 再々テストを行い、評価がCを満たせば進級とする。
  4. 最終的にCを満たせなかった場合、本人の意欲、能力、経費支弁者の意向を充分に検討し、フォロー付きの進級、または退学・帰国かを校長が判断する。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
  - (2) 主任教員
  - (3) 教員 4人以上(うち専任2人以上)
  - (4) 生活指導担当者 1人以上(うち専任1人以上)
  - (5) 事務職員 1人以上(うち専任1人以上)
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
  3. 校長の職務を次に定める
    - (1) 校務をつかさどり、所属職員を監督する。
    - (2) 各期につき1回以上の教員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学習の修得状況及び生活状況等を検討する。
  4. 主任教員の職務は、教務全般にわたり指導・監督することとする。
  5. 職員会議等の規定は別に定める。

第4章. 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる過程を修了している者、又は修了する見込みのある者。
- (2) 誠実かつ勤勉で日本語学習意欲があり、正当な手続きによって日本への入国を許可された、または許可される見込みのある者。
- (3) 日本語能力試験(JLPT) N5相当以上の日本語力を有する者。  
(NAT-TEST 5級、J-TEST F級以上またはFGレベル250点以上)
- (4) 入学後の生活に十分な資金を有している者、または経費支弁者を有する者

(入学時期)

第13条 本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 21 条 に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して校内選考を行い、入学予定者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可され、在留資格認定証交付を受けた者は、指定期日までに第 21 条 に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(欠席・休学・復学)

- 第 15 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、5 日以上欠席しようとする（した）場合は、その事由及び欠席の期間を記載した欠席届けに、診断書その他必要な書類を添えて校長に届けなければならない。
2. 上記欠席が 14 日間を超える長期にわたる見通しの場合、学校は欠席理由、学習状況その他を総合的に検討し、原則 3 ヶ月以内に限り学生の休学を認めることができる。
  3. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第 16 条 期間の途中において退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。退学後は速やかに在留資格を変更、または帰国し、その結果を学校に報告しなければならない。

(転学)

- 第 17 条 本校から他校への転学、もしくは他校から本校へ転学は、両校の校長が協議し、承認された場合に認められる。

(修了・卒業の認定)

- 第 18 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条 に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
  3. 校長は、本校所定の課程修了条件を満たさない者に対しては、在籍期間証明書を発行する。

(褒賞)

- 第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第 20 条 学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、退学の2種とする。
  3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
    - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
    - (5) 授業料その他の納付金を怠り、請求を催告しても納付がない者
    - (6) 出入国管理及び難民認定法、他、日本の法律に違反した者
  4. 退学処分となった者は速やかに帰国しなければならない。

第5章. 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第 21 条 本校の生徒納付金は、別途定める。  
なお、消費税については、支払い年月における日本の法令に遵守するものとする。

(納入)

- 第 22 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月(の翌月)から授業料を免除することがある。
  3. 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第 23 条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第 24 条 入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合  
入学検定料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。

- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合、または在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合  
入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出した者に限る。
- (3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合  
査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金、1か月分の学費及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に限る。
- (4) 入学後、中途退学した場合  
入学検定料及び入学金は、返還しない。  
授業料、教材費及び施設費についても原則として返金しない。
- (5) 来日後、不入学の場合  
中途退学と同等とみなす。

## 第6章. 雑 則

### (学生証)

- 第 25 条 本校は入学時において学生証を発行する。
2. 学生は、在学期間中において、学生証を常時、携帯していなければならない。

### (健康診断)

- 第 26 条 結核診断を含む健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

### (健康保険の加入)

- 第 27 条 本校在學生は、国民健康保険に加入継続せねばならない。

### (年金の加入)

- 第 28 条 本校在學生で20才以上の者は、国民年金に加入しなければならない。

### (寄宿舍)

- 第 29 条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

### (細則)

- 第 30 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

## 附 則

この学則は、 令和4年10月1日 施行する。

(令和6年4月1日 一部(第5条、第9条)改正)

令和7年 4月1日 第5条、第9条 改正する。

以上